

カーボンオフセットガス付加契約  
(付帯契約【カーボンクレジット付ガス】)

2024年4月1日 実施

桐生瓦斯株式会社

## 目 次

1. 目的	2
2. 契約の変更	2
3. 用語の定義	2
4. 適用条件	3
5. 契約の締結	3
6. 契約の成立	3
7. 契約期間	3
8. カーボンオフセット価格等	4
9. カーボンクレジット数量の算出方法	4
10. カーボンオフセット	4
11. その他	5
付 則	
1. この契約の実施期日	6
別 表	6

## 1. 目的

カーボンオフセットガス付帯契約（以下「この契約」といいます。）は、カーボンニュートラル化対象ガスから排出される温室効果ガスを実質的に削減することを目的とし、その対価を支払うものとします。当社の都市ガスをご契約いただいているお客さま向けに、ガス料金に付加する必要事項を定めたものです。

## 2. 契約の変更

- (1) 当社は、この契約を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の契約によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの契約の変更に異議がある場合は、この契約を解約することができます。
- (3) この契約の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
  - ①供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ②契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この契約の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

## 3. 用語の定義

この契約において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「付帯契約」とは、主契約に付帯して締結する契約をいいます。
- (2) 「主契約」とは、この付帯契約の対象となる契約で、4. (1) に定める各供給約款に基づくいずれかの契約をいいます。
- (3) 「カーボンニュートラル化対象ガス」とは、カーボンオフセットするガスをいいます。
- (4) 「カーボンオフセット」とは、カーボンニュートラル化対象ガスに対応するカーボンクレジットを無効化することをいいます。
- (5) 「カーボンクレジット」とは、温室効果ガスの排出削減・吸収活動により削減・吸収された温室効果ガスを定量化し、排出権として取引可能にしたものをいいます。日本国が運営するカーボンクレジット認証・取引制度である J-クレジット制度に従い発行され、かつ、管

理されている J-クレジットをいいます。

(6) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(7) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

#### 4. 適用条件

この契約は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの契約の適用を希望される場合に適用いたします。

(1) 主契約として、次に掲げる各供給約款に基づく契約を締結していること。

- ① ガス小売供給約款
- ② ラージプラン供給約款
- ③ ガス空調供給約款
- ④ 小型空調供給約款
- ⑤ 暖房・給湯供給約款
- ⑥ ガス温水床暖房供給約款
- ⑦ 家庭用コージェネレーションシステム供給約款
- ⑧ 学校用暖房供給約款
- ⑨ 業務用ボイラー供給約款
- ⑩ 業務用供給約款

(2) ガス料金のお支払い方法は、口座振替又は払込み（当社が指定した金融機関）によりお支払いいただきます。

#### 5. 契約の締結

(1) この契約を希望されるお客さまは、あらかじめこの契約を承諾のうえ、申し込んでいただきます。

(2) 申し込みの際は、お客さまの住所、氏名、連絡先等、当社が必要と認める事項を明らかにし、当社が定める申し込み方法により当社に申し込んでいただきます。

#### 6. 契約の成立

この契約は、当社が4.(1)の申し込みを承諾した日（以下、「契約成立日」という。）に成立いたします。

#### 7. 契約期間

(1) 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日からその定例検針日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。以下同じ。）の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日がガス

の使用開始日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日から、その日が属する年度の定例検針日までといたします。

なお、契約成立日は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日といたします。

契約期間満了日に先立って解約又は変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその日が属する年度の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

- (2) 既にこの付帯契約を適用されているお客さまが、主契約の変更の申し込みをする場合、この付帯契約の契約期間は主契約の変更以前の期間を含めて（1）のとおりといたします。
- (3) 主契約を解除した場合は、当該解約の日を以って付帯契約の解約の期日といたします。

## 8. カーボンオフセット価格等

- (1) カーボンオフセット価格は、別表のとおりに定めます。
- (2) 毎月の定例検針日の数量をもって、その全量をカーボンニュートラル化対象ガス数量といたします。
- (3) 加算額の計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り上げといたします。
- (4) この契約の契約期間におけるカーボンニュートラル化対象ガスの料金は、当該月の主契約のガス料金に加算いたします。
- (5) 当該月の検針において使用量が発生しない場合は、主契約の料金表に定める基本料金のみのご請求とし、この付帯契約に定める加算はいたしません。

## 9. カーボンクレジット数量の算出方法

当該月の検針において発生した使用量に対し、カーボンニュートラル化対象ガスに対応して無効化するカーボンクレジットの数量は、以下の数式に基づき算出いたします。

$$\text{カーボンクレジット数量 (トン/年)}^{*1} = \text{当該年度における都市ガス使用量 (m}^3\text{)} \times 45 \text{ (MJ/N m}^3\text{)} \times 60.54^{*2} \text{ (g-CO}_2\text{/MJ)} \times 0.9571184 \text{ (N m}^3\text{/m}^3\text{)}^{*3} \div 1,000,000$$

\*1 少数第3位四捨五入

\*2 温室ガス排出係数：一般社団法人日本ガス協会の公表する値

\*3 温度・圧力補正係数：ガスの最低圧力及び補正温度（15℃）を用いた換算係数

## 10. カーボンオフセット

各年度（3月定例検針日翌日～翌年3月定例検針日までの1年間）におけるカーボンニュートラル化対象ガスの受渡数量について、カーボンクレジット算出方法に基づき算出した数量のカーボンクレジットを無効化し、当該無効化に係る証憑を当該年度の翌年度の6月末までに発行するものといたします。

1 1. その他

この契約に定めがない事項については、この契約が適用される主契約の各供給約款を適用いたします。

付 則

1. この契約の実施期日

この契約は、2024年4月1日から実施いたします。

別 表

種 別	対価金額（1 m <sup>3</sup> につき）
カーボンオフセット価格	ガス使用量 m <sup>3</sup> × 7.70円（税込）